地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二十五」を「第七十一条の二十四」に、「市町村に対する交付（第七十一条の二十六）」を「清算及び交付（第七十一条の二十五・第七十一条の二十六）」に、「第百五十五条」を「第百五十四条」に、

第二款　環境性能割		
第一目	課税標準及び税率（第百五十六条―第百五十八条）	
第二目	申告納付並びに更正及び決定等（第百五十九条―第百七十二条）	
第三目	督促及び滞納処分（第百七十三条―第百七十七条の五）	
第四目	市町村に対する交付（第百七十七条の六）	
第三款　種別割		
第一目	税率（第百七十七条の七）	
第二目	賦課及び徴収（第百七十七条の八―第百七十七条の十八）	
第三目	督促及び滞納処分（第百七十七条の十九―第百七十七条の二十四）	

「第二款　賦課及び徴収（第百五十五条―第百六十五条）
第三款　督促及び滞納処分（第百六十六条―第百七十七条）」に、「第四百四十九条」を「第四百四十八条」に、

「第二款　賦課及び徴収（第四百五十条―第四百五十二条）
第一目　課税標準及び税率（第四百五十三条―第四百六十三条の四）
第二目　申告納付並びに更正及び決定等（第四百六十三条の五―第四百六十三条の十四）
第三目　督促及び滞納処分（第四百六十三条の十五―第四百六十三条の二十三）
第三款　種別割
第一目　税率（第四百六十三条の二十四）
第二目　賦課及び徴収（第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の三十）」

を、

「第二款　賦課及び徴収（第四百四十九条―第四百五十七条）
第三款　督促及び滞納処分（第四百五十八条―第四百六十三条）」

に改める。

第十一条の十一項中「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に、「第四百四十二条第三号」を「第四百四十二条第一号」に改め、「の種別割」を削る。

第十六条の四第一項中「第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に、「領置」を「（同法の規定による電磁的記録提供命令（同法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第十七条の二の二第一項中「、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）」及び「、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条の五第六項中「、第百七十一条第六項」及び「、第四百六十三条の三第六項」を削る。

第二十二条を第二十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録提供命令違反等に関する罪）

第二十二条　正当な理由がなく、第二十二条の四第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二条の四第一項中「記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえること」を「電磁的記録提供命令（次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令（提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものに限る。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電磁的記録を保管する者　次のイ又はロに掲げる方法

イ　電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ　電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

二　電磁的記録を利用する権限を有する者（前号に掲げる者を除く。）　同号イ又はロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。）

第二十二条の四第七項中「交付して」を「提供して」に、「記録命令付差押え」を「電磁的記録提供命令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　許可状は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置がとられたものでなければならない。

一　当該許可状が書面による場合　当該裁判官が記名押印すること。

二　当該許可状が電磁的記録による場合　当該裁判官が最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（当該許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

11　地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第三項の許可をするときは、許可状にその旨及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずる期間を記載し、又は記録しなければならない。

第二十二条の四第五項中「前項」を「第五項」に、「場合には」を「場合において、許可状を発するときは」に、「記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」を「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法」に、「有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項、発付」に改め、「裁判所名」の下に「その他最高裁判所規則で定める事項」を加え、「自己の記名押印した」を「又は記録した」に、「交付しなければ」を「発しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該許可状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず許可状を返還しなければならない旨

二　当該許可状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は執行に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず当該徴税吏員の使用に係る電子計算機から許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を当該裁判官に提出しなければならない旨

第二十二条の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「及び第五項」を「から第八項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

7　当該徴税吏員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならない。